

# 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業分）実施要綱

## （通則）

第1条 岡山県地域医療介護総合確保基金を活用して行う地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業（補助金を交付する事業に限る。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

## （目的）

第2条 介護老人福祉施設等に入職した職員は早期に離職する者が多く、離職理由のひとつに、入職後のイメージと現実のギャップが大きいことがあげられている。入職する医療・介護職員の特性に応じたきめ細やかな人材育成を入職時に的確に行うことにより、定着の促進を支援することを目的とする。

## （交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、別表の第3欄に定める事業実施主体（以下「実施主体」という。）とする。

## （対象事業）

第4条 別表の第2欄に定める事業を対象とし、事業内容については別記に定めるものとする。

## （県の補助）

第5条 県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）により補助するものとする。

2 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分につき、第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から寄付金その他収入額を控除した額と同表の第5欄に定める基準額とを比較して少ない方の額（以下「交付基礎額」という。）に、同表の第6欄に定める率を乗じて得た額（ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

3 実施主体は、交付要綱第3条に定める補助金交付申請書及び第6条に定める変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出する場合は、別表の第7欄に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を付さなければならない。

4 実施主体は、交付要綱第7条に定める補助金実績報告書を知事に提出する場合は、別表の第8欄に掲げる書類（以下「実績添付書類」という。）を付さなければならない。

## （雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

## 別表

1	2	3	4	5	6	7	8
区分	対象事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
I	訪問看護ステーションへの看護職員入職促進事業	指定訪問看護ステーション	新任訪問看護職員に対するOJT実施日における指導者の人件費	県が必要と認めた額 (1日8千円、1事業所当たり480千円を上限とする)	10/10	様式1の(1) 様式1の(2) 様式1の(3) 様式1の(4) 様式1の(5)  様式1の(2)添付書類  完納証明書  その他参考となる資料	様式2の(1) 様式2の(2) 様式2の(3) 様式2の(5)  様式1の(2)添付書類  その他参考となる資料
II	看護学生の訪問看護ステーション体験事業	一般社団法人岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料	県が必要と認めた額	10/10	様式1の(1) 様式1の(3) 様式1の(4) 様式1の(6)  様式1の(6)の添付書類  完納証明書  その他参考となる資料	様式2の(1) 様式2の(4) 様式2の(5)  様式1の(6)の添付書類  その他参考となる資料